（受検申請）

第四条　（略）

2　（略）

3　学科試験に合格した者は、種目及び級（学科試験に合格した技術検定が建設機械施工又は土木施工管理に係る二級の技術検定である場合においては、種目及び種別）を同じくする次回の技術検定を受けようとする場合においては、第一項の規定にかかわらず、令第二十七条の五第一項第一号若しくは第二号又は第二項第一号ロ(1)若しくは(2)若しくは第二号ロ(1)に該当する者にあつては第一項第一号及び第三号に掲げる書類、同条第一項第三号又は第二項第一号ロ(3)若しくは(4)若しくは第二号ロ(2)に該当する者にあつては第一項第三号に掲げる書類、その他の者にあつては第一項第二号及び第三号に掲げる書類を添付することを要しない。ただし、同条第二項第一号ロ(1)から(5)までに該当する者及び第二号ロ(1)から(3)までに該当する者が初めて実地試験を受けようとする場合にあつては、この限りでない。

別表第一（第一条関係）

種目	試験区分	一級技術検定試験科目	一級技術検定試験基準
（略）	（略）	（略）	（略）
土木施工管理	学科試験	土木工学等	1　土木一式工事の施工に必要な土木工学、電気工学、電気通信工学、機械工学及び建築学に関する一般的な知識を有すること。 2　（略）
		（略）	（略）
	（略）	（略）	（略）
建築施工管理	学科試験	建築学等	1　建築一式工事の施工に必要な建築学、土木工学、電気工学、電気通信工学及び機械工学に関する一般的な知識を有すること。 2　（略）
		（略）	（略）
	（略）	（略）	（略）
電気工事施工管理	学科試験	電気工学等	1　電気工事の施工に必要な電気工学、電気通信工学、土木工学、機械工学及び建築学に関する一般的な知識を有すること。 2・3　（略）
	（略）	（略）	（略）
（略）	（略）	（略）	（略）

（受検申請）

第四条　（略）

2　（略）

3　学科試験に合格した者は、種目及び級（学科試験に合格した技術検定が建設機械施工、土木施工管理又は建築施工管理に係る二級の技術検定である場合においては、種目及び種別）を同じくする次回の技術検定を受けようとする場合においては、第一項の規定にかかわらず、令第二十七条の五第一項第一号若しくは第二号又は第二項第一号ロ(1)若しくは(2)若しくは第二号ロ(1)に該当する者にあつては第一項第一号及び第三号に掲げる書類、同条第一項第三号又は第二項第一号ロ(3)若しくは(4)若しくは第二号ロ(2)に該当する者にあつては第一項第三号に掲げる書類、その他の者にあつては第一項第二号及び第三号に掲げる書類を添付することを要しない。ただし、同条第二項第一号ロ(1)から(3)までに該当する者が初めて実地試験を受けようとする場合にあつては、この限りでない。

別表第一（第一条関係）

種目	試験区分	一級技術検定試験科目	一級技術検定試験基準
（略）	（略）	（略）	（略）
土木施工管理	学科試験	土木工学等	1　土木一式工事の施工に必要な土木工学、電気工学、機械工学及び建築学に関する一般的な知識を有すること。 2　（略）
		（略）	（略）
	（略）	（略）	（略）
建築施工管理	学科試験	建築学等	1　建築一式工事の施工に必要な建築学、土木工学、電気工学及び機械工学に関する一般的な知識を有すること。 2　（略）
		（略）	（略）
	（略）	（略）	（略）
電気工事施工管理	学科試験	電気工学等	1　電気工事の施工に必要な電気工学、土木工学、機械工学及び建築学に関する一般的な知識を有すること。 2・3　（略）
	（略）	（略）	（略）
（略）	（略）	（略）	（略）